

令和6年度 大仙市工業等振興雇用奨励金制度

- (目 的) 大仙市工業等振興条例第6条に基づく指定を受けた事業所のうち、一定の要件を満たす労働者を雇用したものに対して奨励金を交付することにより、本市における雇用に拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
- (交付対象者) 下記のいずれにも該当する事業所
- 1) 令和6年4月1日以降に大仙市工業等振興条例第6条の指定を受けていること。
 - 2) 同一の交付対象被雇用者につき大仙市雇用助成金の交付決定を受けていないこと。
 - 3) 新規雇用日の前6箇月間に、会社都合による離職者がいないこと。
 - 4) 市税の滞納がないこと。
- (助成金の対象となる被雇用者の要件)
- 1) 正規雇用労働者として新規雇用された者
 - 2) 雇用された日における年齢が満65歳未満の者
 - 3) 雇用された日から継続して1年以上大仙市に居住する者
 - 4) 雇用された日から継続して1年以上当該会社等に勤務する者
 - 5) 大仙市工業等振興条例第8条に規定する雇用人数の要件を満たすため、条例指定の前年度から条例指定の日の前日までに雇用された者、または指定の日から3年以内に雇用された者
 - 6) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規雇用された者であること
- ※正規雇用労働者とは、以下のいずれにも該当する者のこと。
- i) 期間の定めのない契約により雇用されている者
 - ii) 短時間労働者の対象とならない労働者(勤務時間が概ね週30時間以上)
 - iii) 派遣労働者として雇用された者でないこと
 - iv) 雇用保険の被保険者として雇用されている者
 - v) 健康保険法に規定する健康保険の被保険者として雇用されている者
 - vi) 厚生年金保険法に規定する厚生年金の被保険者として雇用されている者
- (助成金額等) 1人につき30万円
- (申請受付) 交付対象(雇用された日から1年経過後)となった日から**当該年度内**